

検査又は調査の結果(平成27年度)

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
4月13日 ～4月14日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 集積場の底設暗渠の点検頻度をマニュアルに定めるよう指導した。 2. 集積場の暗渠水の水路が山腹水路を横断しているため、二重管等漏洩防止対策を講じるよう指導した。 3. 坑廃水処理施設の原水調整池に雨水・融雪水が貯留しているので排除するよう指導した。
4月21日 ～4月22日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
4月22日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
4月23日 ～4月24日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月4日	岩手	石炭	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、休閉山時対策措置が適正に実施されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 今後の閉山対策工事(坑口の閉塞方法、PCB廃棄物の処分等)について指導した。
6月5日	小玉川	マンガン	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	不適	1. 坑道開口部の土砂閉塞工事、建屋の撤去、火薬庫、火工品庫の扉の施錠等について指導した。
6月17日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月17日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
6月18日 ～6月19日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月18日 ～6月19日	飯豊	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
6月23日 ～6月24日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月24日 ～6月25日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
6月29日 ～7月1日	小坂(小坂製錬所)	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山(附属施設)からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
6月29日 ～7月1日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場の仮設かん止堤が一部崩壊しており復旧するよう指導した。
7月8日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
7月9日	上北	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
7月10日	八戸石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
7月14日	八総	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、坑廃水処理施設の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 坑廃水処理施設における処理原水等配管の破損について、原因究明及び再発防止対策を明らかにするとともに、予備水槽の湛水を排水するよう指導した。
7月15日 ～7月16日	常豊堂ヶ沢	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 捨石、鉱さい又は沈殿物の処理の作業手順の見直しについて指導した。 2. 車両系鉱山機械の整備不良箇所の改善について指導した。 3. たい積粉じんの清掃について指導した。
7月16日 ～7月17日	藤田貝化石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(ダンプトラック及び車両系鉱山機械の6ヶ月点検の実施)について指導した。 2. 保安規程の遵守(採掘切羽の法面傾斜の改善)について指導した。
7月22日	厳美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。
7月22日 ～7月23日	厳美石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安に関する措置を評価し、定期的に現況調査を行い、これらの活動記録を保存するよう指導した。 2. 鉱山労働者代表者との協議の内容及び結果を記録し、保存するよう指導した。 3. 災害時の退避及び救護の実施について、災害に備えるための措置を行うよう指導した。
7月23日 ～7月24日	豊国	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
7月26日 ～7月27日	尾去沢	銅	休止	排水基準に適合しない廃水を排出したとの事故報告を受け、鉱山保安法第47条第1項に基づき、特別検査を行った。	不適	1. 枅及び山腹水路からの無処理廃水の溢流及び河川排出について、対策を講じるよう指導した。 2. 緊急時対応の教育・訓練の実施及び類似事故に対応可能な体制を整備するよう指導した。
8月3日 ～8月5日	秋津	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 排水基準(亜鉛)の遵守について指導した。
8月3日 ～8月5日	大巻	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
8月3日 ～8月5日	宝倉	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
8月5日 ～8月6日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 接地抵抗値が基準を維持していない電気設備について、基準を維持するよう指導した。 2. 火薬類受渡場所は、付近に油脂類がない安全な場所とするよう指導した。 3. アーク溶接作業を行う場合は適切な規格の防じんマスクを着用させるよう指導した。
8月24日 ～8月25日	尻屋	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
8月25日 ～8月26日	滝沢	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 現況調査の実施時期について、冬期及び春期に於ける保安管理体制が変わる時期に実施するよう指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
8月27日 ～8月28日	古遠部(旧秋田製 錬所地区)	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
8月27日 ～8月28日	古遠部(旧秋田製 錬所地区)	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
9月8日 ～9月9日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑廃水処理施設の点検項目及び点検頻度を定めるよう指導した。
9月8日 ～9月9日	花輪	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場の使用前検査の実施及び使用開始の届出を行うよう指導した。 2. 集積場の点検項目及び点検頻度を定めるよう指導した。 3. 集積場の非常用排水路の通水能力の検証を行うよう指導した。
9月9日 ～9月11日	長坂	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 現況調査を実施し、災害の原因を究明するとともに再発防止対策を講ずるよう指導した。
9月14日 ～9月15日 9月29日 ～9月30日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	排水基準に適合しない廃水を排出したとの事故報告を受け、鉱山保安法第47条第1項に基づき、特別検査を行った。 なお、検査の結果、当該事故が自然災害(水害)に該当するものと判断されたため、特別検査を保安状況調査に変更。	不適	1. 坑廃水処理場等から流出した未処理水等による被害状況及び初動対応を取りまとめるとともに、再発防止対策を報告するよう指導した。
9月30日 ～10月1日	板谷	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程に定めるとおり、高所作業を実施する場合は、その状態の安定を目標にて毎作業日に一回以上点検を行い、その結果を保安日誌に記載するよう指導した。 2. 保安規程に定めるとおり、保安計画に基づくリスクアセスメント結果の評価、検証を半期毎に行うよう指導した。
10月1日 ～10月2日	大石田	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. フォークリフトのパレットに乗って高所作業を実施しないよう、保安規程を変更するよう指導した。
10月15日 ～10月16日	八谷	鉛・亜鉛	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場法尻部の石積擁壁に緩み及び膨らみが発生しているため改善するよう指導した。 2. 集積場の素掘り山腹水路の恒久化を行うよう指導した。 3. 集積場の浸潤水位測定孔が機能していないため改善するよう指導した。
10月24日 ～10月25日 10月28日 ～10月29日 11月5日 ～11月6日 11月18日 ～11月20日	和賀仙人松川	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づく報告による災害特別検査を行った。	不適	1. 現況調査を実施し、災害の原因を究明するとともに再発防止対策を講ずるよう指導した。
10月27日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。
10月27日 ～10月28日	松川石灰	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 粉じんの評価結果、第三管理区分になった屋内作業場について、再測定を実施するよう指導した。 2. 車両系鉱山機械の整備不良箇所の改善について指導した。 3. 接地抵抗値、絶縁抵抗値が基準を満足していない電気設備について、基準を満足するよう改善する旨、指導した。
11月9日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	不適	1. 粉じん濃度の改善について指導した。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
11月9日 ～11月10日	遠忠馬場	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(車両系鉱山機械の点検実施者)について指導した。 2. 保安教育台帳の作成について指導した。 3. 保安教育の記録について指導した。
11月9日 ～11月10日	細倉(細倉製錬所)	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山(附属施設)からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
11月9日 ～11月10日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
11月10日 ～11月11日	白竜	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程に定めた巡視及び点検時に作業監督者が特に注意すべき事項と、現況の点検記録簿が相違しているため、保安規程の見直しを行うよう指導した。 2. 保安規程に定めるとおり、重機・トラック等の点検結果の記録については、保安統括者に報告するとともに、保安に関する業務を管理する保安管理者にも報告するよう指導した。
11月11日 ～11月12日	黒川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
11月12日 ～11月13日	東石豊川	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、石油坑井の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 計画どおり廃坑措置が行われなかった原因を明らかにするとともに、計画的に廃坑措置を行うよう指導した。
11月19日	揚ノ沢	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし
11月19日	揚ノ沢	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
11月24日 ～11月26日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	不適	1. 集積場の場内排水路の機能が不十分のため改善するよう指導した。
11月24日 ～11月26日	尾去沢	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 集積場の底設暗渠水の導水経路において、増水時、溢流のおそれがあるため改善するよう指導した。 2. 集積場の底設暗渠水等を仮設処理施設において処理後、公共用水域に排出していたが、水質測定が未実施であったため、測定を行うよう指導した。
11月30日	北上石灰	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否かについて調査を行った。	適	特になし
12月3日 ～12月4日	南古遠部	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
12月8日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場の保守管理状況等について立入検査を行った。	適	特になし。
12月9日	温川	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの鉱煙が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
12月14日	米谷	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の作業場における粉じんの基準適合及び保守管理状況について立入検査を行った。	適	特になし

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
1月13日 ～1月14日	大槌	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 電気溶接に関する作業について、作業者には適切な防じんマスクを使用させるよう指導した。
1月14日 ～1月15日	新浪板	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 車両系鉱山機械の点検の結果、修理が必要な事項については、確実に実施するよう指導した。 2. 表土置場の地盤面からの鉛直高さが10mを超えているので、現況調査を行い、適切な措置を講ずるよう指導した。
1月20日 ～1月21日	三共常葉	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 電気設備年次点検の結果、重大指摘事項及び指摘事項として報告書に記載されたものについては、早急に対策を講ずるよう指導した。
1月21日 ～1月22日	大滝根	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 坑内の鉱石積込・運搬作業箇所において、酸素含有率及び炭酸ガス含有率の基準を満たしているか確認し、その結果に基づく措置を講ずるよう指導した。
2月16日	階上青新大理石	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(選鉱場の粉じん飛散防止措置の強化)について指導した。 2. 保安管理者代理者の選任について指導した。 3. 保安規程の遵守(鉱山労働者に対する保安教育)について指導した。
2月17日 ～2月18日	小久慈	けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 鉱山道路における適切な転落防止措置について指導した。 2. 平成27年末に発生したダンプトラックの転落事故について、現況調査を行い、原因を究明し、再発防止対策を講ずるよう指導した。
2月18日 ～2月19日	興北	金	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
2月22日 ～2月23日	田老	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
3月10日	大船渡	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
3月11日	鷹生	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
3月14日 ～3月15日	羽州象潟	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	1. 保安規程の遵守(措置の実施状況の確認及び内容の評価、保安教育の実施、ガスメーターの修理、保安日誌)について指導した。 2. 必要な選解任届の提出について指導した。 3. 鉱山労働者代表の変更について指導した。 4. 階段の補修について指導した。
3月15日 ～3月16日	余目	石油・ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映される体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	特になし。
3月17日 ～3月18日	細倉	鉛・亜鉛	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	不適	1. 特定施設の使用開始の届出を行うよう指導した。
3月28日 ～3月29日	花岡	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
3月29日 ～3月30日	小坂	銅	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	特になし。

注1: 操業状態の区分は、次のとおり。

稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。  
 休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。  
 廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。

不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。  
 適 : 「不適」以外の検査等の結果。